独立・自由・幸福 ハノイ,2022年3月15日

No. 1265/BYT-DP

入国者に対するCOVID-19予防対策について

宛先: 一各省, 省同格機関, 政府付属機関

-各省・中央直轄市人民委員会

現在,我が国では1日あたりのSARS-CoV-2ウイルスの新たな感染数は依然として多く,市中ではオミクロン株が記録されている。しかし,COVID-19の予防接種率は国内(世界で最もCOVID-19の予防接種率が高い国の1つ)で高い水準に達しており,重篤な患者と死亡者の数はコントロールされている。「COVID-19の流行を安全に適応させ,柔軟かつ効果的にコントロールする」という方針を引き続き実施し,保健省(COVID-19国家対策指導委員会常任機関)は,次のように入国者に対するCOVID-19予防対策をガイダンスする。

- 1. 入国者に対する感染対策に関する要件
- 1. 1検査
- a) 空路で入国する場合:
- 出国前にSARS-CoV-2検査の陰性証明書(2歳未満の子供を除く)を持参しなければならない。
- SARS-CoV-2検査として、RT-PCR法/ RT-LAMPを使用する場合は出国の72時間以内、迅速抗原検査を使用する場合が24時間以内とする。
- 当該のSARS-CoV-2検査の証明書は、検査を実施する国の管轄当局に発行される。
- b) 他のルート(道路,水路,鉄道)で入国する場合:
- 上記のa点の要件と同じ検査が必要とする。
- ー 上記の a 点に規定されるように SARS-CoV-2の陰性証明書がまだない場合は、 入国直後の 2 4 時間内に SARS-CoV-2 検査の RT-PCR/ RT-LAMP 方法 又はは迅速抗原検査で、検査を実施しなければならない。
- +陰性結果が出る場合,規則に従って宿泊施設を出られ,規定に従い感染対策を実施する。
- +陽性結果が出る場合、タイムリーな措置への指導を受けるため、直ちに地元の保健当局に報告する必要がある。
- c) 2歳未満の子どもは、SARS-CoV-2の検査を必要としない。また、COVID-19のワクチン接種を受けていなく、SARS-CoV-2に感染したことがない場合も入国可能で、居住地の外で、親や親戚と一緒に活動できる。
- 1. 2 医療申告及び国境ボーダーゲートでの医療検疫

一入国者は入国前に医療申告するとともに、ベトナム滞在中には医療申告アプリ(PC-COVID)を使用する必要がある。

一もし国境でSARS-CoV-2の症状(発熱,咳,咽頭痛,鼻水,鼻閉,筋肉痛,倦怠感,悪寒,味覚の減退・消失,嗅覚の減退・消失,頭痛,下痢,呼吸困難,呼吸器感染症等)が認められた場合には、規定された対策を取るため、国境の保健当局に直ちに知らせる。

1. 3 健康観察及びCOVID-19予防対策の実施

一入国日から10日以内は自己健康観察を行う。SARS-CoV-2の症状(発熱、咳、咽頭痛、鼻水、鼻閉、筋肉痛、倦怠感、悪寒、味覚の減退・消失、嗅覚の減退・消失、頭痛、下痢、呼吸困難、呼吸器感染症等)が認められた場合には、タイムリーな指導、管理を受けるため、最寄りの医療施設に直ちに知らせる;常にマスクを着用し、消毒液で手指を消毒する等の予防対策を実施する。

ー出国前のSARS-CoV-2の検査で陰性でなかった人については、入国した国境ボーダーゲートから居住地に移動する際に途中の停車や駐車を制限し 周りの人との濃厚接触は避ける。

2. 当該文書は,2021年12月16日付入国者に対するCOVID-19予防対策に関する保健省文書第10688/BYT-MT,短期入国者(14日以下)に対するCOVID-19予防対策への指導に関する2021年12月24日付保健省文書10943/BYT-MT,「道路,鉄道,水路,空路で国境ボーダーゲートで商品を輸送する車両やドライバーのCOVID-19感染予防のための医療検疫に関する一時的なガイドライン」を公布する2020年6月18日付保健省決定第2553/QD-BYT,2022年1月26日付国際線のクルーに対する感染対策に関する保健省文書429/BYT-MTに置き換えるものとする。

保健省(COVI-19国家指導委員会常任機関)は省級人民委員会,各省庁が附属機関に随行者及びコミュニティへの感染リスクを軽減させるため実施を管理,組織するよう指導することを要請する。

感謝を申し上げる。

大臣代理署名 グエン・チョン・ソン副大臣

宛先:

- 上記のとおり
- -首相(報告用)
- -各副首相(報告用)
- 一大臣 (報告用)
- -各副大臣
- -国家指導委員会各メンバー
- -保健省付属・直轄機関
- -各省・市の保健局、CDC、予防局
- -保管:文書,予防